

## 障害者政策委員会 第2回第5小委員会 委員提出意見書式

委員名 石野 富志三郎

## 論点②：【21条】公共施設及び交通機関等のバリアフリー化の推進

## 結論

公共施設は視覚的な情報提供や対応を可能とするため、ソフト面（通訳の配置等）、ハード面（電光掲示板の設置、AEDは字幕表示が可能とするものを設置する等）の整備を必須とすること。

また上記の整備条件について、公共施設にのみならず、きわめて公共性の高いと思われる施設（病院・銀行等）についても、その規模に合わせた設置指標を作成すること。

交通機関も同様に、車内での緊急アナウンスを視覚的に伝えるためのハード面での整備を段階的に引き上げるとともに、駅構内での情報アクセス（券売機・緑の窓口など）の向上についても、その駅の規模に応じて目標を設定し達成を義務付けるべきである。

## 理由

バリアフリー新法及びバリアフリー基本構想では、ユニバーサルデザインの考え方や「さまざまな段階での住民・当事者の参加」が謳われていますが、これらの法律は「情報・アクセス」も含めたものとなっていません。

特にバリアフリー新法では、建築物移動等円滑化のための基準・チェックリストも設けられていますが、円滑に移動をするために必要な「情報」へのアクセスに対する基準が設けられていません。

「移動手段」という物理的なアクセスと同様に、場所の情報や施設滞在時に起こっている出来事に対する情報アクセス手段の提供は、施設設置者が担うものとし、その財源については、「ユニバーサルサービス制度（※）」のような形で広く一般から徴収し、その費用により運用される方法を導入することが必要と思います。

※ユニバーサルサービスとは、社会全体で維持し、誰もがそのサービスを平等に受けることができる公共的なサービス全般を指しています。通信では「加入電話」「公衆電話」「緊急通報（110番、118番、119番）」といったサービスの費用を、電気通信事業法第110条により、通信事業者全体で応分に費用を出し合う仕組みとなっています。